

令和2年7月定例

四万十町教育委員会

会議資料（追加）

日 時： 令和2年7月14日（火）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

⑥ 議案第 4 号 四万十町放課後子ども教室運営委員の委嘱及び任命について

議案第 4 号

四万十町放課後子ども教室運営委員の委嘱及び任命について

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱（平成 20 年教育委員会告示第 2 号）第 9 条第 3 項に規定する四万十町放課後子ども教室運営委員会の委員を別紙のとおり委嘱し、又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 2 年 7 月 1 4 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

四万十町放課後子ども教室運営委員会 名簿

(任期：令和2年7月14日～令和4年3月31日)

所 属 等	委 員	住 所	備 考
子ども教室（指導者）の代表者 （口神ノ川放課後子ども教室指導員の代表）	市川 絢子	■■■■	新任
子ども教室（指導者）の代表者 （昭和放課後子ども教室指導員の代表）	高橋 知佐	■■■■	継続
子ども教室（保護者）の代表者（東又小学校保護者）	武市 侑子	■■■■	継続
四万十町PTA連合会の代表者	山本 大輔	■■■■	新任
学校関係の代表者 校長会副会長	小島 ふみ子	■■■■	新任
コーディネーターの代表者	山崎 一	■■■■	継続
町職員（健康福祉課長）	長森 伸一	■■■■	新任
町職員（町民課長）	本山 桂三	■■■■	新任
教育委員会職員（生涯学習課長）	林 瑞穂	■■■■	継続

【参考】

四万十町放課後子ども教室開設事業実施要綱

(平成 20 年教育委員会告示第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管する小学校の授業日の放課後や休業日において、小学校等の施設を利用し、子供たちの安全、安心な活動拠点を設け、児童の健全育成が図られる環境づくりを推進するために実施する四万十町放課後子ども教室開設事業（以下「子ども教室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 ～ 第 8 条 (略)

(運営委員会)

第 9 条 子ども教室の運営方法等を検討するため、四万十町放課後子ども教室運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業計画の策定
- (2) 安全管理方策の調査及び検討
- (3) 広報活動方策の調査及び検討
- (4) ボランティア等の地域協力者の人材確保方策の調査及び検討
- (5) 活動プログラムの企画
- (6) 事業実施後の検証・評価
- (7) その他事業の運営に関し必要な事項

3 運営委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども教室（指導者）の代表者
- (2) 子ども教室（保護者）の代表者
- (3) 四万十町 P T A 連合会の代表者
- (4) 学校関係の代表者
- (5) 第 11 条第 1 項に規定するコーディネーターの代表者
- (6) 町職員
- (7) 教育委員会職員

4 前項 6 号に定める町職員は、健康福祉課長及び町民課長を第 7 号の教育委員会職員は、生涯学習課長をもって充てる。

5 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 運営委員会に委員長 1 人及び副委員長 1 人を置く。

7 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

8 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

9 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

第 10 条 (略)